証明書と住所の異動に関するお知らせ
7月9日から変わります

住民基本台帳法などの改正に伴い、各証明書と住所の異動に関する手続きが7月9日から変わります。詳しくは次のとおり。

問合せは市民課（0798・35・3104）へ。

※住民票の見本は市のホームページ（くらしの手続き→戸籍・住民・印鑑業務）に掲載

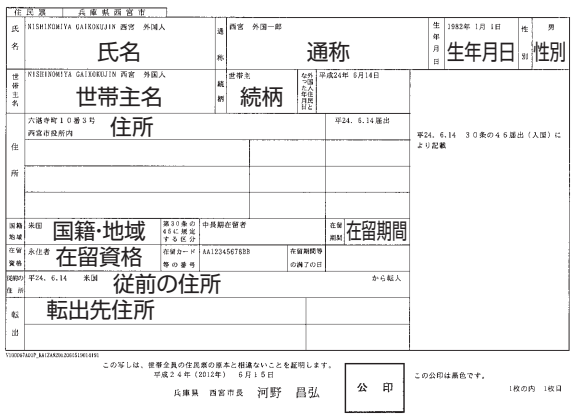
住民票　兵庫県西宮市

氏名	NISHINOMIYA GAIKOKUJIN 西宮 外国人 氏名	通称	西宮 外国一郎 通称
生年月日	1982年 1月 1日	性別	男 性別
世帯主名	NISHINOMIYA GAIKOKUJIN 西宮 外国人 世帯主名	続柄	世帯主 続柄
住所	六湛寺町10番3号 西宮市役所内 住所		平成24年 6月14日 平24. 6.14届出
国籍・地域	米国 国籍・地域	第30条の46に規定する区分	中長期在留者
在留資格	永住者 在留資格	在留カード等の番号	AA1234567BB
在留期間	在留期間	在留期間等の満了の日	
住所を定める	平24. 6.14 米国 従前の住所		から転入
転出	転出先住所		

平24. 6.14 30条の46届出（入国）により記載

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。
平成24年（2012年） 6月15日
兵庫県 西宮市長 河野 昌弘　公印
この公印は黄色です。　1枚の内 1枚目

外国人住民の皆さんへ

入管法の改正に伴い、7月9日から外国人住民の皆さんが行う各種届け出の方法や場所が変わります。また、住民基本台帳法の改正と外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民の皆さんも住民基本台帳制度の対象になります。なお、対象は特別永住者や中長期在留者などで、短期滞在や在留資格のない人は対象外です。

①住民票の写しを発行

住所などを証明する証明書が「外国人登録原票記載事項証明書」から「住民票の写し」に変わります＝上イメージ参照。住民票の写しには、現在の住所、氏名、通称（通称のある人）、生年月日など最新の情報のみが記載されます。過去の変更履歴などの証明を希望する人は、登録情報証明書を請求してください（法務省に直接請求が必要な場合あり）。

なお、日本人と同じ世帯の人は、世帯全員の住民票の写しを請求した場合、同じ世帯の日本人も記載されます。

②転出届が必要

市外に引っ越しする場合、事前に転出届を出してから転入先の市町村で転入届を出す必要があります。引っ越し後、転入先の市町村に転出証明書と特別永住者証明書または在留カード（有効と見なされる外国人登録証明書も可）を持参してください。

③特別永住者証明書の交付申請が必要

従来の「外国人登録証明書」の廃止に伴い、特別永住者は「特別永住者証明書」の交付申請が必要になります。申請窓口は市民課（市役所本庁舎1階）と各支所（アクタ西宮ステーション、市民サービスセンターは除く）です。

ただし、新制度導入後からおおむね3年以内は現在の外国人登録証明書をそのまま使用できます。外国人登録証明書の有効期限が到来する人には、「特別永住者証明書」交付申請のお知らせを送付する予定です。

なお、中長期在留者の「在留カード」の交付申請などの窓口は地方入国管理官署になります。詳しくは大阪入国管理局神戸支局（078・391・6377）に問合せを。

日本人住民の皆さんへ

住民基本台帳法が改正され、7月9日から市外に転出する人で住民基本台帳カード（以下、住基カード）を持つ人は、転入届の際に住基カードが必要になります（転出証明書の交付は省略）。住基カードは、転入先の市町村で引き続き使用できます。

また、法改正による新しいシステムへの移行に伴い、戸籍の附票の写しが改製され、住民票の写しの様式も少し変わります。

来年4月採用　市職員を募集
職種は事務職・技術職・消防職

市は、来年4月採用予定の職員を募集します＝下表参照。募集要項・申込書は、6月25日から各申込先で配布するほか、市のホームページ（市政情報→人事行政・職員採用）からダウンロードできます。詳しくは問合せを。

【申込】 申込書など必要書類を6月25日～7月3日（必着）の執務時間中に事務職・技術職は人事課（市役所本庁舎5階☎0798・35・3549）、消防職は消防局総務課（消防局庁舎3階☎0798・26・0119）へ

【1次試験】 7月22日

職種・採用人数	対象	基本給月額
事務A（大学卒程度） 40人程度	昭和59年4月2日以降に出生した人（学歴は問いません）	20万592円（大学卒の場合）
技術職 土木8人、建築4人、電気2人、機械3人、化学2人、造園1人	昭和55年4月2日～平成5年4月1日に出生し、大学や高等専門学校などでそれぞれの職に関する専門課程・科目等を履修してきた人	
消防職（大学卒程度） 23人程度	昭和62年4月2日～平成3年4月1日に出生（学歴は問いません）し、次の身体要件を全て満たす人▷①両眼とも視力0.8（矯正視力を含む）以上。矯正視力の人は裸眼視力が0.1以上▷②赤色、青色および黄色の色彩の識別ができる▷③聴力、言語および運動機能等に障害がない	21万6160円（大学卒の場合）

※基本給月額は平成24年4月1日現在の額。経歴・給与改定等により異なる場合あり。また、別途諸手当あり
※事務B（平成24年度中に高校を卒業した人または卒業見込みの人）、事務C（身体障害者）および高校卒程度の消防職（平成3年4月2日～7年4月1日に出生した人）の募集は、本紙8月10日号でお知らせ予定

市営住宅の入居者募集
申込書の配布は7月2日から

市は、普通市営住宅、改良住宅等などの入居者を募集します＝下表参照。今回の募集は計40戸です。

家賃は住宅の種類や世帯の収入などにより異なります。詳しくは7月2日から配布する申込案内書をご覧ください。

問合せは西宮市営住宅北部管理センター（0798・35・5028）へ。　※次回の募集は9月の予定

【申込案内書の配布場所】 西宮市営住宅北部管理センター（市役所東館1階）、西宮市営住宅南部管理センター（市役所南館1階）、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター・分室、アクタ西宮ステーション、若竹生活文化会館

【申込】 申込案内書に添付している申込書を7月2日～11日（必着）に西宮市営住宅北部管理センターへ郵送を。重複申込不可

住宅の種類	戸数・団地名
普通市営住宅	計29戸▷樋之口町2丁目（うちシルバー住宅1戸）▷甲子園口6丁目（うち車いす対応住宅1戸）▷獅子ケ口町▷老松町▷岡田山▷一ケ谷町▷神原▷大社町▷広田町▷名次町▷泉町▷津門宝津町▷今津久寿川町▷西宮浜4丁目▷高須町1丁目▷薬師町▷両度町▷上ケ原四・七・八・十番町
改良住宅等	計9戸▷森下町▷森下町22・24B号棟▷神明2号館▷中殿町6号棟▷中殿町▷中須佐町9号棟▷津田町10号棟▷津田町
特定公共賃貸住宅	計1戸▷両度町
県公社住宅（市管理分）	計1戸▷田近野町1号棟

固定資産税を減額
認定長期優良住宅の新築

市は、平成21年6月4日～26年3月31日に認定長期優良住宅（耐震性等に優れた住宅）を新築した場合、申告によりその住宅に対する固定資産税を減額します。

問合せは資産税課（0798・35・3273）、塩瀬・山口地区は北部土地家屋チーム（0797・61・0048）へ。

【対象】 次の全ての要件を満たす住宅▽長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅▽住宅部分の床面積が50平方㍍（一戸建て以外の貸家住宅は40平方㍍）以上280平方㍍以下▽住宅部分と住宅以外の部分がある場合（併用住宅など）、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上

【減額内容】 新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分）に限り、120平方㍍までの部分について固定資産税を2分の1に減額　※長期優良住宅の軽減措置は新築住宅の軽減措置に代えて適用

【提出書類】 ①認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書▽②長期優良住宅の認定通知書等の写し　※住宅を新築した翌年1月31日までに提出を

広告を載せませんか
図書館貸出票印刷用感熱ロール紙

市は、新たな財源の確保を図るため、「広告付き図書貸出票印刷用感熱ロール紙」の広告主を募集します。市立図書館（4拠点館、7分室）の図書貸出票として使用する印刷用感熱ロール紙を広告主が用意し、その裏面に広告を掲載して市に提供してもらいます。募集内容など詳しくは、市のホームページ（事業者向け情報→市の広告事業）に掲載している募集要項、仕様書、西宮市広告掲載要綱・基準を確認してください。

【提供数】 2200巻以上

【使用期間】 来年1月から1年間

【申込】 必要書類を7月2日～17日（必着）に行政経営推進課（〒662－8567六湛寺町10－3市役所本庁舎4階☎0798・35・3600）へ持参か郵送を。西宮市広告掲載要綱・基準に適合するものの中から、最も提供数の多いところに広告主を決定

※市立図書館の平成23年度利用者数は90万1986人

中小企業従業員表彰
候補者推薦は6月29日から

市は、市内の中小企業に勤務している従業員の功績をたたえる「西宮市中小企業従業員表彰」の候補者の推薦を受け付けます。

表彰は、勤続年数により「特別永年勤続者表彰（商業・工業35年以上）」、「永年勤続者表彰（商業15年以上、工業20年以上）」、「優良従業員表彰（商業7年以上、工業10年以上、障害者3年以上）」の区分で受け付け、受賞者は選考委員会の審査を経て決定されます。候補者の推薦は、事業所単位で受け付けますので、事業所の代表者は所定の推薦書を6月29日～7月13日（消印有効）に産業振興総務課（〒662－8567六湛寺町10－3市役所本庁舎7階☎0798・35・3367）へ持参か郵送を。　※推薦書は同課で配布しているほか、市のホームページ（事業者向け情報→産業振興）からダウンロード可

新築や改築に活用を
住宅資金の融資あっせん

市は、金融機関と提携して住宅資金の融資あっせんを行っています。融資の種類は次のとおり。自然災害および火災による全半壊（焼）の被災者証明書（住宅整備資金融資の場合は、被災者証明書）を持つ人は融資利率や年齢に特例があります。なお、申込には取り扱い金融機関の融資条件を満たすなどの条件があります。

問合せは住宅政策課（0798・35・3772）へ。

個人住宅資金融資あっせん

【対象】 自ら住む住宅を市内に新築・購入する人で、最終償還時の年齢が70歳（特例は80歳）未満かつ前年総所得が1500万円以下の市税完納者

【融資額】 1800万円以内（バリアフリー住宅などは3000万円までの割増融資可）

【融資利率】 年3・2％（特例は2・8％）の固定金利

【返済期間】 25年以内（中古住宅は期間が短い場合あり）

個人住宅整備資金融資あっせん

【対象】 本人が住んでいる市内の住宅を増改築・修繕する人で、最終償還時の年齢が70歳（特例は80歳）未満の人

【融資額】 対象工事費の範囲内で800万円以内

【融資利率】 年3・2％（特例は2・4％）の固定金利

【返済期間】 10年以内